

## 令和4年度第1回鎌倉市総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和4年(2022年)7月20日(水)午後1時30分から午後2時33分まで
- 2 開催場所 鎌倉市役所本庁2階 全員協議会室
- 3 出席者 松尾市長、岩岡教育長、下平教育委員、朝比奈教育委員、長尾教育委員、林教育委員
- 4 関係者 共生共創部長、教育文化財部長、教育文化財部次長  
地域共生課担当課長、教育文化財部教育センター長
- 5 事務局 共生共創部企画課長、企画課主事、企画課担当職員  
教育文化財部次長(兼教育総務課長)、教育総務課課長補佐、教育総務課担当職員
- 6 傍聴者 2名

【市長】本日はご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和4年度第1回目の鎌倉市総合教育会議を始めます。

本日は、教育大綱の推進やケアラー支援などについて議論していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は関係する部局として、共生共創部地域共生課の職員を出席させています。

そして、傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。会議の傍聴につきましては、鎌倉市教育委員会傍聴規則を準用いたします。皆様のご協力をお願いします。

それでは事務局から、本日の資料確認をお願いします。

【事務局(企画課長)】共生共創部企画課長の安富です。よろしくお願いします。

配布資料の確認をさせていただきます。

令和4年度第1回鎌倉市総合教育会議の次第、資料1「鎌倉市教育大綱における重点的に取り組む施策に係る関連事業一覧」、資料2「鎌倉市教育大綱における重点的に取り組む施策に係る関連事業について(令和3年度の実績、令和4年度の取組)」、資料3「(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例」制定の進め方について」、資料4「(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例策定スケジュール(案)」、資料5「鎌倉市ケアラー支援庁内検討委員会設置要綱」となります。また、参考資料として、令和2年度から令和6年度の教育大綱のリーフレットも配布しています。

以上、次第も含めまして、資料7点となっています。ご確認をお願いいたします。

なお、今後、ご発言に当たりましては、恐縮ですがマイクを使用させていただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【市長】それでは、次第の協議・調整事項「教育大綱の推進について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【事務局(企画課長)】それでは、資料1「鎌倉市教育大綱の重点的に取り組む施策に係る関連事業一覧」をご覧ください。

令和2年度から令和6年度までを期間とする鎌倉市教育大綱におきまして、「期間内に重点的に取り組む施策」として掲げた4つの施策と、令和2年度から令和7年度の6年間で期間とした第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画に定める事業との関係性についてまとめたものが資料1となります。

資料1の左側の「重点施策」が教育大綱に定める4つの施策、右側の「事業名」が施策に関連する事業の名称となっています。

続きまして、資料2「鎌倉市教育大綱の重点的に取り組む施策に係る関連事業について(令和3年度の実績及び令和4年度の取組)」をご覧ください。事業内容の概略と教育大綱に定める4つの施策の関連性について説明している資料です。

こちらの資料2に沿って、施策ごとに令和3年度及び令和4年度の主な実施内容を、市長部局所管部分・教育委員会所管部分の順に説明してまいります。

資料2の1ページ目をご覧ください。「1 子どもたちが夢を持って学べる教育の推進」についてです。

こちらの施策に関し、市長部局所管の事業で関連性が高い事業はありません。

【事務局(教育文化財部次長)】教育文化財部次長兼教育総務課長の茂木です。よろしくお願ひいたします。

教育委員会所管部分の「1 子どもたちが夢を持って学べる教育の推進」に係る事業としては、「教育支援事業」において、外国人英語講師や図書館専門員等を配置して、子どもたちの個性や魅力を伸ばすための教育を推進するとともに、少人数学級の編成、少人数指導の充実として、小学校3年生まで35人学級を実施しており、今後も国の制度に基づきさらに推進していこうと考えております。

また、「鎌倉スクールコラボファンド」を活用し、小坂小学校及び玉縄中学校において外部の教育団体とコラボレーションした課題解決型学習を実施いたしました。今後も学校からの要望により実施していきたいと考えています。

次に、特別な支援を必要とする児童生徒の教育の場の充実を図ること及び令和5年度開設に向けた七里ガ浜小学校の特別支援学級の工事を「特別支援教育事業」にて行います。

また、教育相談員やスクールソーシャルワーカー等を有効に活用し、関係機関と連携して、いじめ及び不登校等の問題解決に努めることを目的とした「相談室事業」や、教職員の資質能力の向上や、GIGAスクール構想への対応のための様々な研修を「調査研究研修事業」にて行っているところです。

【事務局(企画課長)】続きまして、「2 教育環境のさらなる充実と学校施設の計画的な整備」についてです。こちらの施策に関しても、市長部局所管の事業で関連性が高い事業はありません。

【事務局(教育文化財部次長)】教育委員会所管部分の「2 教育環境のさらなる充実と学校施設の計画的な整備」に係る事業としては、今後の情報化社会で必要とされる情報活用能力を身に付けた児童生徒を育成するため、文部科学省の打ち出す「GIGAスクール構想」に対応した市立小中学校の教育環境の整備・充実に努めることを目的とした「ICT教育環境整備事業」、保護者や地域の方々が学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域が一体となっにより良い教育を実現するための「コミュニティスクール整備事業」、学校施設の老朽化対策、各種設備の更新及び特別教室の冷暖房設置などの教育環境の改善を図る「小学校施設整備事業」及び「中学校施設整備事業」などを行います。

「コミュニティスクール整備事業」につきましては、令和4年度に手広中学校区と第二中学校区の二か所について設置を予定しております。

また「小中学校施設整備事業」では、関谷小学校において特別支援教室の整備、西鎌倉小学校及び御成小学校において老朽化対策工事を実施いたしました。令和4年度においても特別支援教室の整備、老朽化対策工事等を実施してまいります。今後は学校の改築や長寿命化改修、大規模改修の方向性等を示す「学校整備計画」の策定に向けて取り組んでまいります。

また、「ICT 教育環境整備事業」において、GIGA スクール推進校を3校設けまして iPad を活用した様々な授業を展開していましたが、令和4年度においても引き続き実施してまいります。

**【事務局(企画課長)】**続きまして、資料3ページから4ページにかけて「3 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援の充実」に係る市長部局所管の事業について、主なものを説明します。

「ひきこもり対策事業」では、令和3年度からひきこもり支援員を1人配置することで、30 件程度の相談実績がありました。令和4年度も引き続きひきこもり支援員を配置するとともに、新たにひきこもり支援指導員を配置することで、更なる支援体制の充実を図ります。また、ひきこもりに対する支援拠点の整備などのような地域に出向く支援策により、引き続き、社会参加や自立の促進を目指していきます。

「発達支援サポートシステム推進事業」では、令和2年度から引き続き、令和3年度は7回で1セットとなるサポーター養成講座を2セット実施し、52 人が修了しました。サポーター登録者は 10 人となっています。また、令和3年度は、サポーター登録者を、希望する市内小中学校 18 校で活用しました。令和4年度も引き続き、サポーター養成講座を実施するとともに、サポーター登録者の希望する公立小中学校での活用、幼稚園3園、保育園2園の計5園のモデル園での活用により、子どものサポート環境を構築していきます。

「地域における障害児支援体制整備事業」では、令和3年度から幼稚園教諭や保育士を発達支援コーディネーターとして養成するための講座を、公立保育園5園、民間保育園3園、幼稚園3園で実施し、15 人が参加、12 人が修了しました。また、保護者を対象に、保護者同士をサポートするペアレントトレーニングを神奈川県発達障害支援センターの職員を講師として実施し、6人が参加、5人が修了しました。令和4年度も引き続き、発達支援コーディネーター養成講座やペアレントトレーニングを継続的に実施しますが、特に、発達支援コーディネーター養成講座については、保育士キャリアアップ研修として位置付けることで、保育士が受講しやすい環境を整えていきます。

「母子保健事業」では、令和2年度に設置した子育て世代包括支援センター「ネウボラすくすく」を、令和3年度も引き続き設置し、母子保健コーディネーターを配置することで、丁寧な対応を行いました。同じく、令和2年度から開始している集団で日中に実施する産後ケア事業を令和3年度も引き続き実施しました。令和4年度も引き続き、「ネウボラすくすく」の設置や、産後ケア事業を実施するとともに、産後間もない産婦に栄養バランスのとれた食事を届けることで、産婦の負担を少しでも軽減する配食サービスを実施するなど、引き続きニーズに即した切れ目のない支援を実施していきます。

最後に、一覧にはございませんが、令和4年度の取組を一つご報告いたします。目に見えない複合的な問題を抱えている方や、どこに相談していいかわからない方からの相談、分野を跨いだ子育て相談に一時的に対応する子育てに関する「よろず相談窓口」を令和5年4月に開設できるよう準備を進めております。この窓口を開設することで、従来把握できていないケースや、部署の分断により効果的な支援につなげられていないケースを早期に拾い上げ、悩み解決へのサポートを目指してまいります。

**【事務局(教育文化財部次長)】**この施策に係る教育委員会所管部分の事業としては、「特別支援教育事業」といたしまして学級介助員、スクールアシスタントの配置や特別支援学級を全校に設置することにより、特別な支援を必要とする児童生徒の教育環境の充実を図る事業です。

また、「相談室事業」では、子ども一人ひとりに配布したiPad を活用した各種相談の方法なども検討し、令和4年度からは Google フォームを活用した新たな相談体制として「子ども SOS」を開設いたしました。

【事務局(企画課長)】最後に、「4 地域の特色を活かした郷土学習の充実」に係る市長部局所管の事業です。

「文化行政推進事業」では、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、鎌倉こども能やようこそ先達事業などを実施しました。令和4年度も引き続き、各種文化事業を実施していきます。

「伝統鎌倉彫振興事業」では、令和3年度も市内の小中学生に鎌倉彫の体験教室や魅力を伝える講座等を行っており、令和4年度も引き続き、小中学生が魅力を感じることができる事業を行っていきます。

【事務局(教育文化財部次長)】この施策に係る教育委員会所管部分の事業としては、市民等の学習・交流の場としての積極的な施設運営を行う「鎌倉国宝館管理運営事業」及び「鎌倉市歴史文化交流館管理運営事業」を行っているところです。

また、令和3年度の「教育支援事業」における能狂言の開催については、3密にならないように回数を大幅に増やして実施したところであり、令和4年度については、感染状況等を鑑みながら検討を進めていきます。「小学校研究・研修事業」及び「中学校研究・研修事業」は、教育課程や生徒指導等の課題について、専門分野の講師を派遣又は、オンラインでの講習を実施するとともに、令和2年度に鎌倉の地域世代の収集、整備及びそれらを活用した教育実践をテーマとした鎌倉共同研究会を立ち上げ、令和4年度及び令和5年度の2年間で教職員が研究に取り組むなど、今後も効果的な研究、研修事業を実施していきます。

【事務局(企画課長)】以上、教育大綱に定める施策に関連する事業の令和3年度、令和4年度の主な実施内容の説明を終わります。

【市長】ありがとうございます。事務局からの説明について、ご意見やご質問などはございますか。

【下平委員】ご報告ありがとうございます。

重点項目について、市長部局、そして教育委員会ともに、積極的に継続的に推進することに努めていただきまして、心より感謝申し上げます。本日の教育委員会でも少し話が出ましたが、例えばGIGAスクール構想や授業専任の支援、それからULTLAプログラムなど、様々な鎌倉の取組が目立っていて、行政や他市町の教育委員会からも視察に来てくださっているということです。これからも自信を持って力強く推進して頂けたらと思っています。

繰り返し申し上げますが、基本目標の3にある子どもたちが安全に学べる場作りというのは、物理的にその校舎環境が安全というだけでなく、安心できる関係性、信頼できる先生との関係性というのはとても重要と思っています。そういう意味では、重点項目でいえば1にも2にも関わるとは思いますが、新たな取組として、管理職者向けのトレーニングを計画してくださっているということですので、教育長からよろしければご報告いただけたらと思います。

【教育長】下平委員ありがとうございます。

基本目標の3に教職員との信頼関係が基盤となるようなことが書いてありまして、日頃から先生方が、子どもたちの豊かな学びを支えるために、児童との信頼関係を作るように努力をしていますし、教育センターにおきましても、学級経営や児童との関係性を作っていくという研修は毎年のように行っているところです。今年度の新たな取組として、教師が子どもとの間で、心理的安全性を確保したコミュニケーションをとるためには、まず教職員自身が学校管理職との間で、心理的安全性の高いコミュニケーションが取れるという環境を大人側で作ることが、すごく大事なのではないかとこの考え方から、今回コーチングの考え方を取り入れた学校経営のあり方というものを学ぶためのスクールリーダー向けコーチング研修を企画し、教育において様々な分野でご活躍されている熊平美香さんと共同して、実施しているところです。明後日に第1回を開催ということで全ての校長先生、そして全ての教頭先生、管理職経験者教育委員

会職員が、自分自身がコーチングを盛り込まれている非常に実践的な研修をしていくことで、コーチング的な関わりというものをしっかり構築できるようにしたい。その大人同士の関係が子ども同士の関係に波及していくことを大変期待しています。

また第二小学校では、「スクールワイド PBS」というポジティブな行動支援の理論に基づいた子どもとの関わりをやってみようというチャレンジをしています。

子どもたちが適切でないと大人が思うような行動が見られたときに、よく取りがちなのは叱るという行動ですが、叱って、その行動規範が変わっていくことはなかなか多くなく、むしろこのポジティブな行動、望ましい行動が見られたときにそれを積極的にほめるというような関わりをすることで、子どもたちがそういう行動をしたいという内発性が育ったり、あと教師と子どもの信頼関係がまさに構築されていくということで、学芸大学などの意見をいただきながら、そんな研究も行っているところがございますので、予算事業ではないため、この資料には書いてなかったのですが、この基本目標3の実現に向けてそうした取組を行っていることをご紹介差し上げます。

**【市長】**ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

**【長尾委員】**事業推進について、様々なことがあるかと思いますが、進めていただき、ありがとうございます。令和3年度の実績をお聞きして、一つ思ったことがございます。

今はやはり定量的に取れるものは、ぜひ定量数値としてお示しいただけると非常にありがたいと思っております。まずインパクトというところで、把握しながら作業ができるようになっていくとよろしいかと思っておりますので、次回からそのあたりもご注意いただければと考えます。よろしく願いいたします。

**【教育文化財部長】**教育文化財部長の佐々木でございます。よろしく願いいたします。

今の長尾委員からいただいたように、わかりやすい定量的な指標をもって、ご説明申し上げた方が成果度が見えてくるかと思っておりますので、今後、市長部局と連携したうえで、資料作りをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【市長】**他にはいかがでしょうか。

(意見なし)

ありがとうございました。

それでは次に「報告事項（仮称）鎌倉市ケアラー条例の制定について」、地域共生課からの説明をお願いします。

**【地域共生課担当課長】**共生共創部地域共生課担当課長の内藤です。よろしく願いいたします。

(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例の制定に向けた取組について報告いたします。

本市では、令和5年度中の制定を目指し、鎌倉市ケアラー支援条例の策定準備に着手します。まず初めに、条例制定の目的について説明いたします。資料3をご覧ください。

近年、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といったさまざまな要因がある中、ケアラーに過重な負担が掛かっていることから、これらケアラーのうち、支援が必要なものについて、具体的な対応を図るため、対象となるケアラー等を定義し、支援に関する基本理念や市の責務、施策等を条例等に定めようとするものです。

資料4をご覧ください。条例制定に向けた今後2か年のスケジュールについて説明いたします。

理事者調整・政策会議での確認をはじめ、検討委員会での確認及び協議、作業部会での検討及び取りまとめ、総合教育会議での意見交換、学識者・関係機関への助言・指導依頼、市議会への報告・上程、条例施行と条例に基づ

く政策の推進を主なタスクとし、進捗に応じて適宜変更の可能性がございますが、令和5年度中に条例を制定し、ケアラー支援に取り組むことを目指します。

現在の取組状況といたしましては、条例制定をはじめとしたケアラー支援のための各種施策の推進を図るために必要な検討、協議等を行うため、資料5の鎌倉市ケアラー支援庁内検討委員会設置要綱を令和4年5月に策定し、6月21日に第1回鎌倉市ケアラー支援庁内検討委員会、同22日に検討委員会の下部組織となる第1回鎌倉市ケアラー支援庁内検討部会を開催しました。

第1回委員会及び第1回部会では、検討の進め方、今後のスケジュール、各課等で進めていく調査・検討内容について協議を行いました。今後は、関係課等にて「市におけるケアラー・ヤングケアラーの発見及び支援に係る現状と課題等」について調査を行い、7月26日に開催する第2回鎌倉市ケアラー支援庁内検討部会にて結果の共有及び協議を行う等、分科会での作業を順次進めてまいります。

ケアラー当事者はもとより、ケアラーを取り巻く環境の構成員は、年齢も属性も多岐にわたります。条例をはじめとしたケアラー支援のための各種施策の推進には、両部局の連携による市全体での取組が必要と想定されることから、本日この場を借りて説明をさせていただきました。どうぞ、ご理解、ご協力の程、何卒よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

**【市長】**ただ今の「(仮称)鎌倉市ケアラー条例の制定について」、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

**【教育長】**教育委員会としては、ヤングケアラーを中心とした関わりということになっていくだろうと考えておりまして、ヤングケアラーの施策に関して、大きく分けて二つの視点があるというふうに捉えております。一つはこのヤングケアラーを担う上で、本人がづらいという気持ちになっている状況を発見し、それをしっかり聞いていくという機能です。

これに関して、学校は担任もいますし、小学校であれば児童支援専任やスクールカウンセラーなど様々な役割がありますので、一時的な発見機関としては非常に有効な組織だと考えておりまして、存分に協力をしていきたいと思っていますところでもあります。

もう一つ重要な点は実際にその悩みを聞いた上で、どのような支援が具体的にできるのかという点だと思っています。介護保険のような法律に基づくハードな補助や支援事業もありますが、それ以外も含めて話を聞いてもらっただけで支援をもらえないとなると、子どもたちが相談をする気を失っていきますので、その支援の施策というものをセットでやっていく必要があるというように思っております。今、我々も組んでおりますが、ヤングケアラーのお子さんにヤングケアラーの可能性があるのでないかなということを気付いたときに、支援の担当になる方に繋いで、そこから支援が繋がっていくという連携ができればいいなということを考えているところでございます。ぜひその支援のあり方も含めて、教育委員会としても意見出しに協力できると思っております。

**【市長】**はい、ありがとうございます。他にありますか。

**【共生共創部長】**共生共創部長の服部でございます。

ただいま岩岡教育長からご指摘いただきましたが、資料4のスケジュールの方をご覧いただければと思うのですが、左側の作業内容の3の作業部会で、1から8までタスクが分かれてございます。今作業しているのが、3-1の想定されるケアラーの確認、精査から新たに必要となる支援内容の検討です。

まずは現状把握するというような取組を進めているところでございます。その下にその支援の実効性確保に関する検討等が、先ほど教育長がおっしゃった発見しただけではなく、そもそも発見する方法というのをきちんと考えなければいけないというところに当てはまってくると考えています。

現状を把握した上でそういった取組を進め、さらに新たに必要となる支援制度の構築というところで、現状の制度では救えなさそうなところについて、どのような制度を作っていけば良いかということも令和4年度の終わりから令和5年度にかけて、制度設計をしていきたいと思っております。今いただきましたご意見も参考にしながら、この条例の制定に向けた取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【市長】ありがとうございます。他にはいかがですか。

【下平委員】ヤングケアラーについては、藤沢市でいち早く調査を開始したという情報も入りまして、教育委員会でも鎌倉市はどうしようという話し合いがありました。実態が把握されても、それをどうするのかという具体的な支援の受け皿や、方法なども明確になっていないと調査したままになってしまうのでは困るということで、話が教育委員会でも止まっていたのですが、こうして具体的に令和5年度までに調査と具体的な支援策を両輪で考えていただけるということで、ありがたく感じ、ぜひお願いしたいと思います。一つ確認ですが、推進体制の部分で、この計画にある令和5年度の3月まで庁内委員会と作業部会とで推進していくのでしょうか。アドバイスを受けるような特別な外部の人たちを入れた委員会などではなく、まずは庁内でということでしょうか。そこを確認したいと思います。

【共生共創部長】はい。基本的な進め方につきましては、ただいまお示しました資料4、左側の2検討委員会と3作業部会というところで、条例制定に向けて、適宜関係者に出席いただき、検討していただく予定です。ただ一方で4総合教育会議、あるいは5学識者とありまして、専門の委員会は設けませんが、やはり個別に細かいところは学識の方にお伺いする、あるいは現状把握等々を進める上での総合教育会議のご意見も必要になりますので、それぞれの役割を見ながら、一丸となって進めていきたいというのが市の考え方でございます。

【下平委員】ありがとうございます。

【市長】他にはよろしいでしょうか。

【林委員】教育の現場の視点からというお話になりますが、先ほど教育長がおっしゃったように、教師が気付くという姿勢を意識していないといけないだろうと思います。条例の制定に向けてのお話ですが、それが出来てからではなく、今から教師の「気付く」という資質能力を高めていく必要があると考えています。私は小学校ですので、小学校の段階ではヤングケアラー的なものを把握するのは、本人が気付いていない場面が非常に多いのではないかなと感じます。気付かせる工夫といえますか、いろいろなポスターもあると思いますが、小学校内などでも小学生や保護者・地域の方々が気付けるような工夫や方策が出てくるかと思っています。

【教育文化財部次長】教育文化財部次長の小日山と申します。

教育委員会は今、林委員がおっしゃった内容と関係しますが、教育委員会としても新しい課題として取り組まなければいけないと考えておまして、教育センターでは令和3年度に教育センターが作成する教育の資料の中にヤングケアラーについて取り上げて、教職員への啓発を図ってまいりました。

さらに今年度令和4年度は、教職員研修としてヤングケアラーを取り上げて、専門家の講義をしっかりと聞いて、理解を深めるそういった取組を進めてまいります。気付くというお話では、担任を中心に、あるいは中学校であれば部活の顧問であるなど、様々な形で子どもたちの何気ない小さな変化に気付く、子どもたちの家庭の中まで踏み込むことはなかなか難しいですが、最近遅刻が多い、宿題が出てないなど、そういった小さな変化に担任や顧問が気付いて、

最近の家の状況を聞いてみると、お父さんお母さんの帰りが遅くて、弟妹の面倒をずっと見てるんだよという話が聞けたら、対応しなければいけないということで、学校でケース会議を開いたり、場合によってはスクールソーシャルワーカーを活用しながら、対応しているところです。

いずれにしても、ヤングケアラーという言葉自体への理解をしっかりと進めるということを今学校現場で進めているところですが、子どもたちをしっかりと支援できるように取り組んでまいりたいと考えております。

**【市長】**はい、ありがとうございます。

**【長尾委員】**先ほど先生方の気付きという話がございましたが、例えば、本人が自分はヤングケアラーなのかどうか、本人だからこそなかなかわからない部分もあるかなと思っております。啓発という意味で、子どもたちに対しても、ヤングケアラーという言葉自体をきちんと伝えていただきたいと思いました。そちらの周知もぜひお願いできればと考えます。

あと具体的な施策というところで、想定ではございますが、非常に様々なケースバイケースが出てくるのではないかと考えております。それに対応するために、数多い事例を集めて、優先順位をつけていくところが大事かなと思っておりますので、今、学校の先生方が集めてくださった情報を一括管理されるなどして、できるだけ知識をきちんと蓄積するような形を取って、できるだけ早く事例集のような形できちんと認識をしつつ、優先順位をつけていくという手法をぜひ取られたら良いのではないかと考えておりますのでよろしくお願いたします。

**【市長】**はい。ありがとうございます。

**【共生共創部長】**本人の気付きということにおきまして、先ほど教育委員会から話がありましたヤングケアラーを考える中で、小中学校、さらに高校生も入って来ると思っています。現在の取組につきましても、検討委員会の中に、こどもみらい部も入っておりますので、学校現場での気付きというのは教育委員会の方にご協力いただいて、その他の場所についても、本人の気付きという部分はこどもみらい部でかなり課題として認識しておりますので、いただいたご意見を伝えて、そのような取組を進めていきたいと思っております。

また、事例集の作成というところも、同じようにこどもみらい部でも課題として認識しておりますので、そちらも併せて検討してまいりたいと思っております。

**【地域共生課担当課長】** 事例について、一つ申し添えさせていただきます。

現在、鎌倉市では包括的支援体制の整備ということで、支援体制の強化を図っております。その中で、関係機関が集まり、実際の事例、複雑な事例を基にしたケーススタディを行っています。そこで対応方法について、共有していますので、そういったところでもヤングケアラーも含めて、事例として挙げてみんなで共有しています。

**【朝比奈委員】**世の中が昔と比べて生活の様式や習慣などいろんなことが変化していく中であって、ある時代においては、子どもが親のお手伝いをする、家事の手伝いをする、あるいは兄弟のお世話をするというのが当たり前だった時代があって、それでそれは決して苦痛ではないということが前提にあるし、教育の場を奪われるということもない。お姉さんが弟に勉強を教えたりすることは当たり前と思うが、いつからかそれが少し深刻な問題になってきているというのが、なぜだろうかと思うわけですが、それは貧困であったり、病気であったり、いろんな事情があると思っております。そういったことに気付いてくれる人たちというのは、かつては近所にお節介なおばさんがいたり、買い物に行くお店の人が気付いてくれるという自然に気付いてもらえる仕組みがあったり、相談する相手がいたりした。今はそういうことが何か変わってきているなというのを感じる。今は逆に言うと情報をいろいろ入手する方法があるわけだから、やはりこういう



支援条例があって支援する体制が整っているということを、みんなが普通に情報として入手することができれば、自分たちがこうしていることはもしかしたら本当は当たり前のことではなくて、どこかに相談したら何とかしてくれるのではと気付けるようになると思います。それが決して恥ずかしいなど不名誉なことだと思わずに、受け入れてもらえるような仕組みを明確にさせていただけると有難いなと思います。

**【共生共創部長】**先ほどから、ご意見いただいております本人がまず気付くことと、周りが気付いてあげるということで、どちらもやはりこの条例が出来たあかつき、あるいはその作っている段階から広く広報していく必要があるとお話を伺いながら、感じているところです。ケアラー条例に限らず、取組がなかなか上手く PR できないという側面がありますが、このケアラー条例に関してはやはり社会の関心も高いということを見ると、比較的浸透する力というのはあると思っておりますので、私、市の広報課も所管しておりますので、いろいろなところから知恵を借りながら、上手く伝わるような広報を取り組んでいきたいと思っております。

**【教育文化財部長】**教育委員会の立場で少しご説明をさせていただきますと、今朝比奈委員からおっしゃられたように社会の希薄な状況が生まれているのではないかとということで、私も感じているところです。今後、学校現場、教育委員会としては、先ほどの事業の中でもご報告申し上げましたがコミュニティスクールということで、地域との関わりを持って学校を育てていただく、学校を地域の人たちと一緒に運営していってもらおうということと、その中で子どもたちを見守っていただいたり、育てていただいたりというようなきっかけにもなっていくことを期待して、コミュニティスクールの事業を取り組んでまいりたいと考えておりますので、そういったところも連携しながら、より良い地域社会作りを目指した形でのコミュニティ作りができればと思っております。

**【教育長】**先ほど朝比奈委員がおっしゃったことは、非常に重要な指摘だと思います。私も改めて勉強したいと思います。ヤングケアラーと捉えられることについて非常に抵抗のある子どもやご家庭というのは多いと思っております。そのケアラーが果たして恥ずかしいことをしているかという、共助が大変求められる社会の中では、大変素晴らしいことで、自分の家族を自分の手で支えているということは、尊敬の眼差しで見られるべきことだと思っております。かわいそうな家族であるとか、ある種壊れた家族として認識するのではなく、そうした家族を支えているということについて、まず尊敬の眼差しで捉えるということが根幹にあるべきだと思っております。その上で、子どもが教育や様々な機会というものを享受する権利がありますので、そういったものを保障していくために支援を行っている、家族を助けているということ自体に関しては高く評価をするというような基本姿勢を崩さないということが必要なのではないかと改めて感じました。私自身も中学校高校の部活の同級生が母を早く亡くしまして、部活に出られず、早く帰ってご飯の準備をするというようなことがあり、それがヤングケアラーになり、非常に我々は尊敬の眼差しでやはり見るようになりましたので、それが本人にとってすごく救いになったと私は捉えています。そうした視点というのは根底に持っていくのをぜひおさえていただきたいなと思いますし、あとは民生委員さん、児童委員さん、ファミサポやシルバー人材など、これまでのご家庭の支援、介護などハードな仕組みよりはもう少し繋がりを重視したような支援策というのは非常に馴染む分野なのではないかと思っておりますので、そこは支援策の策定にあたっては、ぜひご配慮いただきたいと思っております。

**【下平委員】**皆さんがおっしゃってくださっている通り、教育委員会ではヤングケアラーに注目しがちですが、おそらくこのケアラー条例は、看病中の方や老老介護の方などもいらっやあって、外と関わり合いのある人たちは何らかの支援と繋がっているわけで、密室化していて、本人たちが明らかにしたくないような部分でもあったりするので、本当にこの1つの発見という点が大切だと思います。現状把握は困難なところでもあると思っております。教育長もおっしゃったように鎌倉市の中でも町内会や民生委員などが非常に活発に動いていらっやる地域もあるようです。ぜひ、こういう役割

の皆様が観察をして何か違和感あったときに、間違いでもいいから、通達する窓口がしっかりとできていれば、少し心配な家庭があるとか、夕飯時お子さんがぶらぶらしているとか、情報が集まるようになると、発見しやすいのだと思います。そういう地域の活動をしてくださっている方々に。その役割の認識と、そういう面での期待がこれから高まっていくという投げかけや、どこへ連絡すればいいのかということを確認に伝えていただきたいです。

それと具体的な支援は本当にそれぞれだとは思いますが、まずは支援の第一歩として、受け止めている人がいるということが何より大切だと思います。まずはその受け皿を大切にしっかりと作っていくことだと感じます。

話題になったドライブマイカーをご覧になった方もいらっしゃると思いますが、あの話も、中学生のときから車を運転してお母さんの送り迎えをしなければならなかったという話が一つの伏線ですが、そのおかげで彼女はとても運転が上手になるわけです。子どもには大きな適応力、対応力がありますから、そういう経験というのは全てつらい無駄な経験ではなく、生きる未来というのは必ずあると思うんですね。何から何まで大人が手を貸して、若いからといってやってあげなければいけないのではなくて、伴走してあげる人がいるだけでも、逞しく環境を受け入れて乗り越えていくことができると思います。何もかもやってあげよう、お金出してあげようということだけではなく、大切に受け止めてあげようという窓口がまずは一番大切なのではと考えています。ご検討をお願いします。

**【共生共創部長】**下平委員、教育長からいただきました民生委員のお話について、あるいは地域指導員という方もいらっしゃると思いますが、昨今の現状を申し上げますと、なかなかお忙しい方も多く、地域のことを全て把握しきれないかというところ、昔に比べるとなかなか難しいのかなというのは直接ご意見としていただいています。ただ、担っていただいている方は皆さん責任感を持たれていて、非常に前向きに取り組んでいただいておりますので、今回はそのヤングケアラーという側面から、今一度こういう取組を進めるというのは何かの機会でお伝えして、見守りや伴走など今おっしゃっていただきましたが、そういったところの窓口になっていただけるかどうか、これはもう少し行政の仕組みとして考えていかなければいけないと思います。その辺も踏まえて、条例の検討と併せて、その実効性というところから少し検討を進めてまいりたいと思います。

**【市長】**よろしいですか。大変貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。

ケアラー支援条例でこれから具体的な策定に向けて大いに参考にして条例策定へ向けて取り組んでいただければと思います。

続きまして、「その他」の「不登校特例校の設置について」を議題といたします。

この不登校特例校につきましては、平成17年の学校教育法施行規則の改正で制度化をされたものでありまして、正式名称につきましては「不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校」というもので文部科学省が指定をするというものになります。私も前回の選挙で政策集の中にこれを掲載しましたが、鎌倉市の不登校児童数が増加しているという中において、やはり子どもたちの学びをしっかりと保障していかなければいけない、子どもたちが将来、1人の大人として生きていくという力を、行政としてもしっかりと支援をしていかなければいけないという視点でその一つの政策手段として盛り込んでいるというところです。

現在、教育委員会の中で設置に向けた検討を進めていただいているというところですので、本日この場をお借りしまして特例校の設置に関して、皆様のお考えやご意見をお伺いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

**【教育長】**この総合教育会議という場が法制化されてその趣旨というのは市長部局と教育委員会が、まちづくりという観点から一体的に様々な施策を共同して行っていくことで、まちが良くなるということと、子どもたちの教育が良くなるということと同時に進めていこうという仕組みで、今、非常に様々な取組が市長部局と協働して進んでいて素晴らしい状態だと思っております。今回、不登校特例校は共生社会の実現というまちづくりの方向性と非常に合致した取組にな

らと思っております、教育委員会としてもそれを受け止めて、しっかり具体化していきたいと考えているところでございます。

鎌倉市の不登校の状況は端的にデータで申し上げますと、全国よりも不登校の出現率は若干高い状況にあります。また、その不登校の原因と不登校の日数といった二つの側面から分析をいたしますと、まずその不登校の日数が90日を超える比較的長期間固定化してしまっている子どもの割合というのは、全国的に比べましても高い状況であると捉えています。その原因としていくつか考えられます。不登校の要因というのは調査がありますが、そこにおきまして分析をしますと、まず鎌倉市で顕著に高いのは学業の不振というのを気に病んで不登校に陥っている子どもの割合というのが、全国に比べても非常に高い状況です。

また一方で、家庭の支援が得られないなどの様々な家庭の要因というのは全国に比べると低いというような状況があります。例えば、学校の勉強についていけないなどの気持ちと、家庭の温かなサポートということが相まって不登校の長期化と固定や、出現率の高さという状況に繋がっているというのが、今限られたデータの中では鎌倉の状況ではないかと思っております。

特に義務教育の最終段階である中学校において、不登校の状況が長期化固定化しているというのは、やはり社会的自立の観点からは留意すべき事態であると思っております、そうした子どもたちに特別の教育課程を組んで、しっかり学習のその特性に応じた学び方というものをしっかり身につけさせてあげることが非常に重要ではないかと考えております。そうした姿勢に着目して、よくこうやっていこうという議論を今教育委員会の中でしているところでございます。

また、不登校特例校というと一つの学校をイメージされる方が多いですが、実は類型としては二つありまして、一つは、校舎をまるまる不登校の子どもたちだけに使うという特例校でございます。これは全国で見ますと廃校を活用しているケースが多いというように考えております。もう一つは分教室型と言いまして、通常の中学校と少し離れた場所に限られたスペースで場所を設けまして、その分教室として特例の教育課程を組むというような形でございます。鎌倉の場合は廃校施設が今ございませんので、不登校特例校を設置するとなれば分教室という形で作っていくのが現実的であろうと考えております、鎌倉という土地ですので、用地施設の確保というものが非常に難しいということが教育委員会の中での課題となっております。そこはぜひ市長部局の皆さんのお力をお借りしながら、進めさせていただきたいというのが現在の状況でございます。

**【市長】**ありがとうございます。こちらについて何かご意見ありますでしょうか。

**【下平委員】**昨年度の ULTLA プログラムを見ても、不登校になっているお子さんたちは本当に個性的で、それから特別な能力やセンスをお持ちの方々が大勢いらっしゃるなということを実際に感じました。やはり引きこもって1人でずっと家にいたのでは、それを活かせる場はないわけで、ソーシャルスキルが重要で、自分の感性や自分の能力を伝える力や人からきちんと認められる力を活かせる場というものがあってこそ、個人の能力が活かせると思います。私達も生まれたときは言葉を持って生まれてきてないわけで、そういうソーシャルスキルは生まれてから家庭環境や、生活の中で身につけるものだと思います。こういう学校ができることによって、個人の能力を磨くとともに人と繋がるソーシャルスキルを一緒に磨いていければ、個人の力は花開くだろうと思いますし、本当に楽しみな取組だと思います。

**【教育長】**本当にソーシャルスキルが非常に重要だと思っております。特に不登校でずっと引きこもってしまっている子どもたちにとっては、人と関係を作りながら共に何かプロジェクトを実施していくのは非常に重要でございます。

不登校特例校というと、どうしても一対一のイメージを持たれると思いますが、学校ですので、やはり何十人から何十人の子どもたちが共同して何かをする活動というのは必ず入れていきますし、また今回考えていることは、不登校特例校ではやはり地域の皆さんや様々な魅力ある人々がたくさん鎌倉のまちにいらっしゃいますので、繋がっていき

ながらまさに ULTLA プログラムのように様々な大人とも繋がっていきながら、自分なりの学びというのを開花させていくというのを一つの大きなコンセプトにできれば、そうした子どもたちの期待に応えられるのかなという認識を今持っております。子どもたちのソーシャルスキルトレーニングや様々な人との繋がりは非常に重要視して、制度設計を行っていくべきかなと思っております。

**【長尾委員】**まだ設計段階だと思いますが、例えば、学校ができた際に通っている生徒さんが卒業して、高校進学や自分の道を目指すのか、自分の学区の学校に戻ることを目的とするのか、そのあたり議論されているのか教えてください。

**【教育長】**不登校特例校は特例校に在籍する形になりますので、もし元の原籍校があった場合は転校するという形になります。例えば御成中学校の分教室になった場合で腰越中学校の方が通う場合、腰越中から御成中学校に指定校変更して、転籍し、その学校で卒業を目指すということになります。

一方で、原籍校でサポートを受けながら卒業目指したいという子どもたちがいるという事実はありますので、今その原籍校での支援というのを、復帰を目的にしながらも、支援できる場所としての「ひだまり」は引き続き残していけないといけなかなと考えています。

**【林委員】**ソーシャルスキルでは学び合うということがとても大事だと思います。それはやはり仕掛けていかなければいけないと考えています。大学の授業や現場研修では、五七五の川柳でふりかえりをすることがあります。学び合いは教師が仕掛けるという川柳を作った先生がいました。やはり、これは教師の役目なのだということ、今更ながら感じております。不登校特例校は中学校です。その手前には小学校があり、不登校の要因として、学業不振などの事実もあるということで、小学校で基礎の基礎をきちんと教えてあげられているのかな、できない子を置いていってしまっていないかなと、少し痛い気持ちでお話を聞いていました。そこのところをもう少し小学校時代に解決していけば、もう少し勉強しようかなという意欲に繋がると思うので、不登校特例校が立ち上がるのをきっかけに、小学校段階でも考えていかなければいけないと感じています。

**【教育文化財部長】**今、林委員からご指摘いただきましたように、まず不登校特例校の中でどういった教育課程を作っていくかということにつきましては、特例校でございますので、特別な教育課程を編成し、その子に合ったような形の教育課程で、通常の学校がやっているような授業体制をとっているだけではなく、先ほど教育長おっしゃられたように地域との繋がりを持った授業展開などの教育過程を作っていくというのを目指していくところでございます。

ただ今ご指摘ありましたように、例えば、今中学校を想定しておりますけども、中学校の特例校を設置しただけで解決できるものではなく、小学校児童の不登校率も増加傾向にあり、全国的にも高いような状況がありますので、その支援体制をどうしていくのかというところは、各学校に例えばフリースペースを作ったり、保健室登校ではないですが、そういった支援ができるような体制というのも当然作っていかなければいけないと考えておりますので、様々な連携を図りながらそういった対策を取って組んでいきたいと考えております。

**【市長】**はい、ありがとうございます。よろしいですか。

不登校特例校につきましては、引き続きご総合教育会議の場でも継続して議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、以上で予定している議題は終了となりますが、その他、皆様から何かございますか。

(意見なし)

ありがとうございます。

他に事務局から何かありますか。

**【事務局(企画課長)】**本日の意見交換の中で取り上げられた内容を確認させていただきます。

教育大綱の推進につきましては、本日報告した事項を中心に引き続き取組を進めていくということ。

ケアラー条例につきましては本日の事例や情報の収集、支援する体制があることを周知、本人や周囲の人は引き続き発見、受け止めなどご意見いただきました。そういったご意見を踏まえながら個々具体の作業を進めていくということ。

不登校特例校に関しましては設置に係る教育課程の編成等について教育委員会その他用地施設確保を始めとし、実現に向けた課題解決は市長部局で担っていくこと。

以上3点の確認をお願いしたいと思います。

**【市長】**

はい。以上で確認よろしいでしょうか。

(意見なし)

ありがとうございます。

それではこれをもちまして第1回鎌倉市総合教育会議を閉会いたします。

ありがとうございました。